

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第107号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるアサリ資源の保護及び乱獲を防止するため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和元年9月20日

福岡県有明海区漁業調整委員会
会長 内場 澄夫

1 採捕の制限（じょれん及びふるいの目合の制限）

- (1) アサリを採捕するじょれんの縦目の目合は、内のり1.2センチメートル(3分9厘)以下のものを使用してはならない。
- (2) アサリを選別するふるいの縦目の目合は、内のり1.2センチメートル(3分9厘)以下のものを使用してはならない。

2 指示の適用海域

福岡県有明海区海面

3 指示の有効期間

令和元年10月1日から令和4年9月30日まで